

2021 年 6 月 22 日
シダックス株式会社

シダックス株式会社の事業会社 シダックス大新東ヒューマンサービスが 「えるぼし」3つ星認定を取得

シダックス株式会社の事業会社で社会サービス事業等を行うシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社(以下、SDH)は、2021 年 6 月 3 日(木)、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業として、厚生労働省より「えるぼし」認定の 3 つ星(3 段階目)を認定されました。

■シダックスグループの取り組み

当社グループには、正社員、契約社員、パート・アルバイトなどさまざまな契約形態の約 36,000 名にもおよぶ従業員が働いています。契約形態や背景が異なっても、一人ひとりが、個性を損なうことなく、持てる力を最大限に発揮することがグループとしての総合力につながると捉えており、グループを挙げて、女性活躍支援やダイバーシティ&インクルージョンに積極的に取り組んでおります。

特に SDH では主力事業である給食調理や学童保育事業にて、以前から多くの女性が活躍しています。この度の「えるぼし」認定は、グループ企業の中では初めてのことで、今後は他のグループ企業においても認定取得を目指して参ります。

■「えるぼし」について

「えるぼし」とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定表示の愛称です。この法律は、女性が希望する形で個性や能力を活かして働くことができる社会を目指していくために 2016 年に施行されており、国・地方公共団体、常時雇用する従業員が 301 人以上いる大企業に対して、女性の活躍推進のため、3 点の事項が義務づけられています。

(1) 自社の女性の活躍状況を把握し、課題の分析を行うこと。(2) 女性の活躍の推進に関する課題を解決するために、数値目標と取り組みを盛り込んだ「一般事業主行動計画」を策定して届出を行い、周知や公表を行うこと。(3) 自社の女性の活躍状況の公表を行うことです。このうち、(2)の行動計画の策定や届出を行った企業の中で、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業は、申請によって、厚生労働大臣によるえるぼしの認定を取得することができます。従業員が 301 人未満の企業については努力目標とされていますが、行動計画の策定やの届出を行うことで、「えるぼし」の認定を受けることが可能です。(厚生労働省の HP 記載文章より編集)

※ 認定マークについて

「えるぼし」の「える」は、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Lead(手本)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています

